

○ 総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）並びに会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

第一表

	改 正 後	改 正 前
〔法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合〕		[新設]
第二条の二 〔法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。]		
一 特例地域のうち、法第二条第五項ただし書に規定する認可の申請の時において加入者密度が十八未満である市町村内の町又は字その他の区域において、当該申請の際現にアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受けている者又は新たに電話の役務の提供を受けることとなる者に対して電話の役務を提供するとき。		
二 市町村内の一帯の区域において著しく少数の者に対して電話の役務を提供する場合であつて、海底ケーブルその他の通常用いられる設備に比して著しく高額なもの用いることを余儀なくされることその他の当該区域における特別の事情により、当該提供が著しく不経済であると認められるとき（前号に該当する場合を除く。）。		
三 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供するとき。		
2) 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
一 特例地域 次に掲げる地域をいう。		
イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域		
ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島		
ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された山村振興対策実施地域		
二 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島		
ホ 半島振興法（昭和六十一年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島		
二 加入者密度 市町村内の町又は字その他の区域においてアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受ける者の数の合計数を当該町又は字その他の区域の面積（表示単位は平方キロメートルとする。）で除して得た数をいう。		
〔法第二条第五項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可〕		
第二条の三 地域会社は、法第二条第五項ただし書の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。		

業務の内容及び区域

業務の開始の時期

業務を営む理由

業務の用に供する電気通信設備の概要

業務が前条第一項各号に掲げる場合に該当すると認められる理由

業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するため講ずる具体的な措置

業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置

業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置

（活用業務の届出）

第二条の四 地域会社は、法第二条第六項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一～七 略〕

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の四 地域会社は、法第二条第六項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一～七 同上〕

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の五 総務大臣は、第一条、第二条及び前条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するもにより公表するものとする。

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第一表

	改 正 後	改 正 前
第三条　〔新株募集等の認可〕		
〔2 略〕		
3 会社は、法第四条第二項前段の規定により株式交換又は株式交付に際して株式の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換又は株式交付に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。		
一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）又は会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所		
二 株式交換又は株式交付に際して交付する株式の数（会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項		
三 株式交換完全子会社又は株式交付子会社の株主（会社を除く。）に対する株式の割当てに関する事項		
四 株式交換又は株式交付がその効力を生ずる日		
五 株式交換又は株式交付の方法		
六 株式交換又は株式交付の理由		
4 会社は、法第四条第二項後段の規定により株式交換又は株式交付に際して新株予約権付社債の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換又は株式交付に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。		
一 株式交換完全子会社又は株式交付子会社の商号及び住所		
〔二～五 略〕		
六 株式交換完全子会社又は株式交付子会社の株主（会社を除く。）に対する新株予約権付社債の割当に関する債の割当に関する事項		
七 株式交換又は株式交付がその効力を生ずる日		
八 株式交換又は株式交付の方法		
九 株式交換又は株式交付の理由		
（合併、分割又は解散の決議の認可）		
第十一条 会社及び地域会社は、法第十一条第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする場合は、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。		
〔一 略〕		
第三条　〔新株募集等の認可〕		
〔2 同上〕		
3 会社は、法第四条第二項前段の規定により株式交換に際して株式の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。		
一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所		
二 株式交換に際して交付する株式の数（会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項		
三 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。）に対する株式の割当てに関する事項		
四 株式交換がその効力を生ずる日		
五 株式交換の方法		
六 株式交換の理由		
4 会社は、法第四条第二項後段の規定により株式交換に際して新株予約権付社債の交付の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に関する契約の内容を記載した書面及び取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は取締役の決定があつたことを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。		
一 株式交換完全子会社の商号及び住所		
〔二～五 同上〕		
六 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。）に対する新株予約権付社債の割当に関する事項		
七 株式交換がその効力を生ずる日		
八 株式交換の方法		
九 株式交換の理由		
（合併、分割又は解散の決議の認可）		
第十一条 〔同上〕		

二 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める反対株主の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数

「イ・ロ 略」

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は会社法第七百六十三条第一項第一号に規定する新規分割設立株式会社が新設分割により新規分割する会社となる場合 同法第八百六条第二項に規定する反対株主

〔三・四 略〕

〔2 略〕

(届出により新株募集又は交付することができる株式の数等)

2 第十三条 法附則第十四条第一項の総務省令で定める株式の数は、政府の財政投融資特別会計に所属する会社の株式の数と次項の届出書を総務大臣に提出しようとする日の直近の会社の有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。次項において同じ。）に記載された金融機関が保有する会社の株式の数を二で除して得た数とを合計した数に三を乗じて得た数から、会社の発行済株式の総数（平成十三年十一月三十日から平成十八年四月三十日までの間における新株の発行及び平成十八年五月一日以後における新株募集又は株式交換若しくは株式交付による株式の増加数を除く。）を減じて得た数とする。

2 会社は、法附則第十四条第一項の規定により新株募集又は株式交換若しくは株式交付に際しての株式の交付をしようとする場合は、あらかじめ次の事項を記載した届出書に直近の有価証券報告書の写しを添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 募集株式又は株式交換若しくは株式交付に際して交付する株式の種類及び数
二 募集株式と引換えにする金銭の払込み若しくは金銭以外の財産の給付の期日若しくはその期間又は株式交換若しくは株式交付の効力が生ずる日
三 新株募集又は株式交換若しくは株式交付の理由

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は会社法第七百六十三条第一項第一号に規定する新規分割設立株式会社が新設分割により新規分割する会社となる場合 同法第八百六条第二項に規定する反対株主

〔三・四 同上〕

〔2 同上〕

(届出により新株募集又は交付することができる株式の数等)

2 第十三条 法附則第十四条第一項の総務省令で定める株式の数は、政府の財政投融資特別会計に所属する会社の株式の数と次項の届出書を総務大臣に提出しようとする日の直近の会社の有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。次項において同じ。）に記載された金融機関が保有する会社の株式の数を二で除して得た数とを合計した数に三を乗じて得た数から、会社の発行済株式の総数（平成十三年十一月三十日から平成十八年四月三十日までの間における新株の発行及び平成十八年五月一日以後における新株募集又は株式交換による株式の増加数を除く。）を減じて得た数とする。

2 会社は、法附則第十四条第一項の規定により新株募集又は株式交換に際しての株式の交付をしようとする場合は、あらかじめ次の事項を記載した届出書に直近の有価証券報告書の写しを添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 募集株式又は株式交換に際して交付する株式の種類及び数
二 募集株式と引換えにする金銭の払込み若しくは金銭以外の財産の給付の期日若しくはその期間又は株式交換の効力が生ずる日
三 新株募集又は株式交換の理由

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日から施行する。